

○山梨県警察職員の勤務時間に関する訓令

昭和36年9月14日

本部訓令第41号

改正 前略

平成4年7月本部訓令第12号

平成18年12月本部訓令第26号

平成22年2月本部訓令第2号

令和元年8月本部訓令第1号

令和6年3月本部訓令第10号

令和7年6月本部訓令第14号

(勤務時間)

第1条 山梨県警察職員（以下「職員」という。）のうち、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山梨県条例第5号。以下「条例」という。）第3条第2項本文の規定により割り振る職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 条例第3条第3項の規定により割り振る職員の勤務時間は、別に定めるところにより割り振るものとする。

(休憩時間)

第2条 休憩時間は、午後0時から午後1時までの1時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第3条第3項の規定により割り振られる1日の勤務時間が6時間以下である日については、休憩時間を置かないことができる。

(早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第3条 条例第8条の2第1項第1号から第5号までの規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間及び休憩時間は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、その勤務時間については、休憩時間を除いて連続する7時間45分を、午前7時以後の15分ごとの時刻を始業の時刻として、終業の時刻が午後10時以前となるように割り振るものとし、その休憩時間については、午後0時から午後1時まで又は午後5時15分から午後6時15分までの1時間とする。

2 条例第8条の2第1項第6号の規定に基づき早出遅出勤務を行う職員の勤務時間は、第1条の規定にかかわらず、別表に掲げる勤務時間のいずれかを割り振るものとする。

(休憩時間を分割する職員の休憩時間の特例)

第4条 条例第6条第2項の規定に基づき職員の休憩時間を分割する場合における当該職員の休憩時間は、第2条の規定にかかわらず、午後0時から午後0時45分まで又は午後0時15分から午後1時までの45分のほか、第1条に規定する勤務時間の途中に15分の休憩時間を置くものとする。

(休憩時間を短縮する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第5条 条例第6条第2項の規定に基づき職員の休憩時間を短縮する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、その休憩時間については、午後0時から午後0時45分まで又は午後0時15分から午後1時までの45分とし、その勤務時間については、第1条に規定する勤務時間の始業の時刻を15分繰り下げた時刻を始業の時刻とし、又は第1条に規定する勤務時間の終業の時刻を15分繰り上げた時刻を終業の時刻とする。

(休憩時間を延長する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第6条 条例第6条第3項の規定に基づき職員の休憩時間を延長する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、その休憩時間については、第2条に規定する休憩時間を15分を単位として延長した時間とし、その勤務時間については、第1条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該延長した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該延長した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。

(休憩時間を追加する職員の勤務時間及び休憩時間の特例)

第7条 条例第6条第3項の規定に基づき職員の休憩時間を追加する場合における当該職員の勤務時間及び休憩時間は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、その休憩時間については、第2条に規定する休憩時間とは別の時間帯に当該追加した休憩時間を置くものとし、その勤務時間については、第1条に規定する勤務時間の始業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り上げた時刻を始業の時刻とし、又は同条に規定する勤務時間の終業の時刻を当該追加した休憩時間と同一の時間繰り下げた時刻を終業の時刻とする。この場合において、始業の時刻は午前7時以後に、終業の時刻は午後10時以前に設定するものとする。

(週休日の振替の特例)

第8条 条例第5条の規定により、勤務日の勤務時間のうち勤務時間の終わる時刻まで連続する4時間を当該勤務日に割り振ることをやめた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該勤務日の勤務時間は午前8時30分から午後0時15分までとする。

(委任)

第9条 特別の勤務に従事する職員について、前各条の規定により難いときは別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令施行前の勤務については、この訓令に基づき勤務したものとみなす。

改正附則〔中略〕

附 則（平成4年7月27日本部訓令第12号抄）

- 1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日本部訓令第26号）

この訓令は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成22年2月15日本部訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月1日本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日本部訓令第10号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月26日本部訓令第14号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年7月1日から施行する。

別表 略